

連合三重

No.186

2016年2月4日発行

日本労働組合総連合会
三重県連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

TEL059-224-6152

FAX059-223-3633

発行責任者 藤 森 久 次

編集人 廣 瀬 純 子

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

2016 RENGUキャンペーン
一人ひとりが主役です。

HPアドレス <http://www.rengo-mie.jp/>

メールアドレス info@mie.jtuc-rengo.jp

すべての働く者の処遇を改善! 「底上げ・底支え」「格差是正」で 経済の好循環実現をめざして!

2016 春季生活闘争 連合三重の取り組み内容

連合三重は、第1回闘争委員会（1月26日開催）において「2016春季生活闘争 連合三重の取り組み内容」を確認し、すべての働く者の処遇改善をめざしてデフレからの脱却と経済の好循環実現に向け、2016春季生活闘争を産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを進めています。具体的には、要求目安として定昇・賃金カーブ維持分の確保4,500円と賃上げ水準目標6,000円の総額で10,500円以上と設定しました。今後『連合三重2016春季生活闘争キャラバン行動』にて、街宣行動による世論喚起や県内の経営者団体、経済団体、行政への要請行動、決起集会、学習会の開催などを展開します。

総額で10,500円以上
①定昇・賃金カーブ維持分の確保4,500円
②賃上げ水準目標6,000円以上

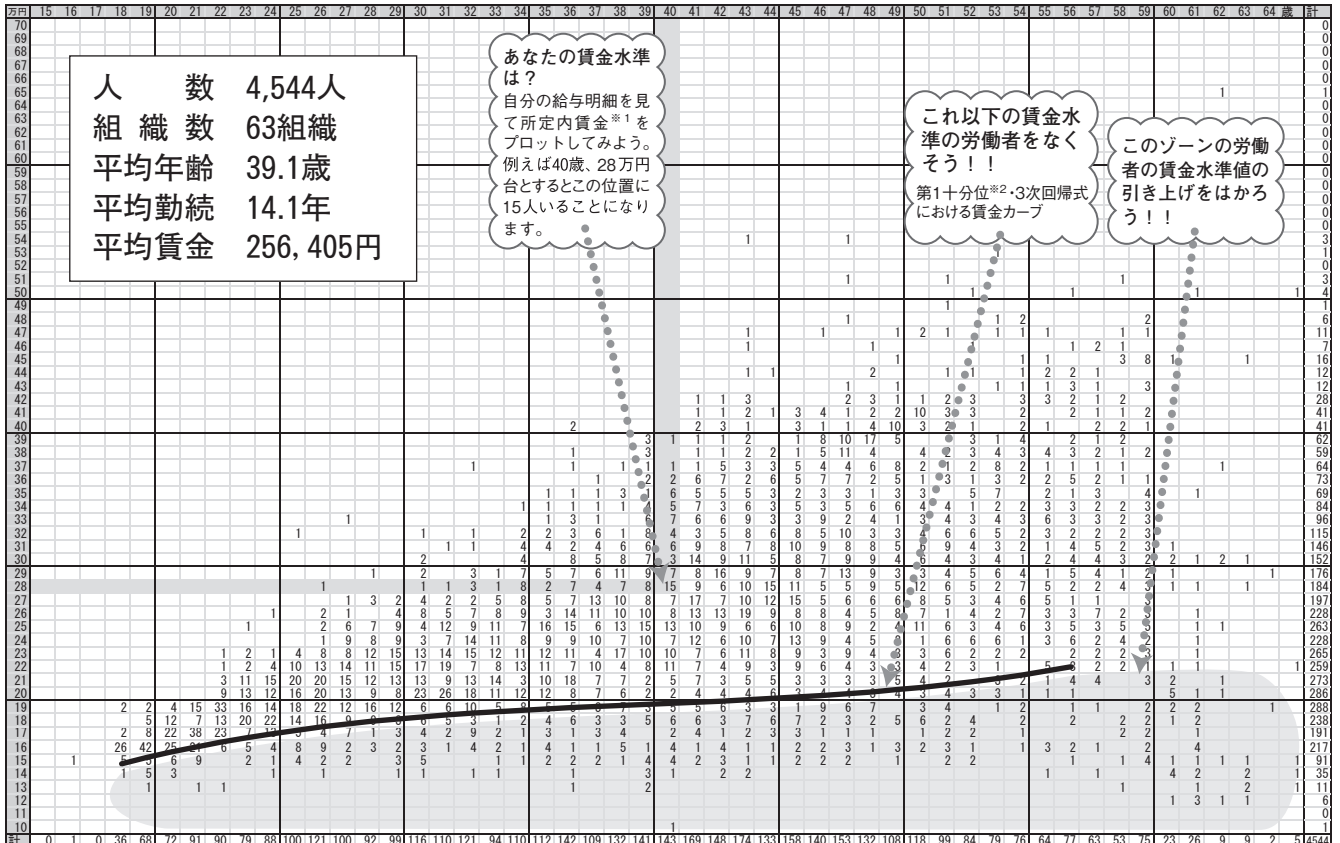


R&PV

連合三重個別賃金調査結果 連合三重個別賃金調査結果による19,656人（105組織）（企業規模300人以上を含む）のデータから分析

個別賃金分布表（企業規模300人未満・全産業・男女計）

※表中の数字は、人数を表しています。

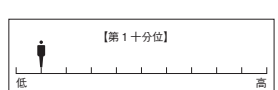


用語解説

※1 所定内賃金＝所定内労働時間に働いた時に支払われる賃金の総称で、残業、休出、深夜、通勤手当、食事手当（現物支給的の手当）などを除いた賃金。

●分位数＝労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて等分し、低い方から第何番目の節に位置するかを示す値。

※2 第10分位＝全体を10等分し、低い方から1/10(10%)にあたる人の賃金。



中小地場における取り組み

1. 月例賃金

中小地場においては、月例賃金のみならず一時金、退職金などについて、依然として大手との格差が存在し、低下した賃金水準の復元も進んでいない状況にある。賃金の「底上げ・底支え」をはかるために、すべての生活の基礎である「月例賃金の引き上げ」にこだわり取り組む。

(1) 要求目安、「到達賃金水準値」および「最低賃金水準値（地域ミニマム）」の設定

月例賃金の引き上げと「底上げ・底支え」「格差是正」を進めるため、「賃金カーブ維持分」「賃上げ水準目標」「到達賃金水準値」、また連合リビンぐウェイジを参考に「最低賃金水準値（地域ミニマム）」を設定する。

① 賃金引き上げ要求目安

総額で10,500円以上(②+③)とする。

② 賃金カーブ維持分の確保

賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は、賃金カーブ維持分(4,500円)※1を獲得する。賃金カーブ維持分の算定が可能な組合(定昇制度が確立している組合を含む)は、その維持分を原資を労使で確認し、確保する。

③ 賃上げ水準目標 6,000円以上 ※2

④ 到達賃金水準値

(到達水準設定: めざすべき到達水準としての設定金額) ※3

年齢	所定内賃金	()内は1年1歳間差
25歳	200,000円以上	
30歳	222,500円以上	(4,500円)
35歳	245,000円以上	(4,500円)
40歳	267,500円以上	(4,500円)

⑤ 最低賃金水準値（ミニマム設定）

(ミニマム設定: これ以下の賃金水準の労働者をなくす設定金額) ※4

年齢	所定内賃金	()内は1年1歳間差
20歳	159,000円以上	
25歳	175,000円以上	(3,200円)
30歳	185,000円以上	(2,000円)
35歳	191,000円以上	(1,200円)
40歳	195,000円以上	(800円)

⑥ 35歳勤続17年労働者（標準労働者）の賃金目安 ※5

所定内賃金 252,000円以上

⑦ 高卒初任給の賃金目安 ※6

18歳初任給 164,000円以上

※1 賃金カーブ維持分は、「連合本部中小共闘方針」と同額を設定。なお「連合三重2015個別賃金調査」では、企業規模300人未満の全産業の男女計、63組織、4,544人の結果をもとに算出。18歳から45歳の賃金カーブ維持分は4,167円(一人平均)、また、製造業では、4,348円(一人平均)である。

※2 賃上げ水準目標は、「連合本部中小共闘方針」をもとに連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額を設定。

※3 「連合三重2015個別賃金調査」より、企業規模300人未満の全産業、男女計、63組織、4,544人の結果をもとに、中位数の特性値を基準に設定。

※4 「連合三重2015個別賃金調査」より、企業規模300人未満の全産業、男女計、63組織、4,544人の結果をもとに、第10分位数第3次回帰式の特性値を基準に設定。

※5 「連合三重2015個別賃金調査」より、企業規模300人未満の全産業、男女計、63組織、4,544人の結果をもとに、34歳から36歳の平均賃金で算出。

※6 「連合三重2015個別賃金調査」より、全数調査(全産業、男女計)における高卒18歳0年勤続の平均賃金から設定。

(2) 「地域ミニマム運動」への参加促進

自らの賃金実態調査をもとに内外格差の把握と目標水準を明確にし、総原資のみならず配分を含めた要求・交渉を進める。

そのため、構成組織や地協と連携し、「地域ミニマム運動」への参加単組の拡大をはかり、集計データを分析するとともに具体的要求案設定や労使交渉などへ活用する。



(3) 賃金制度の確立

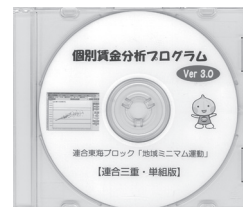
① 賃金制度の整備

賃金制度や賃金体系が整備されていない組合は、賃金実態把握を行うとともに、労使による検討の場の設置や協定の締結などに取り組む。

② 賃金カーブ維持分の確保と定期昇給制度の確立

賃金カーブの維持は、労働力の価値を保障することであり、これにより勤労意欲が維持できるという役割を果たしており、最低限の生活水準保障である賃金カーブ維持分は必ず確保する。

賃金カーブ維持には定期昇給制度の役割が重要であり、定昇制度などの昇給ルールがない組合は、「個別賃金分析プログラム」を活用して賃金カーブを作成するなど、人事・賃金制度の確立を視野



個別賃金分析プログラム

に、労使での検討委員会などを設置して協議を進めつつ、当面は定期昇給の確立に取り組むこととし、構成組織と連携して支援を行う。

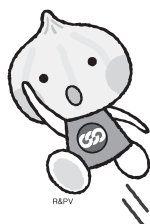
※賃金要求目安などにおける参考数値

		平均(参考)	第10分位	第1四分位	中位数	第3四分位	第9十分位
全産業	企業規模300人未満のデータに基づく特性値(各分位数の平均賃金)	全体	265,400円	175,000円	202,000円	244,600円	298,500円
		全体	265,400円	175,000円	202,000円	244,600円	298,500円
製造業	企業規模300人未満のデータに基づく特性値(各分位数の平均賃金)	全体	256,100円	175,900円	203,400円	244,500円	297,800円
		全体	256,100円	175,900円	203,400円	244,500円	297,800円

(4)18歳最低賃金と最低到達水準値の協定締結

公正な賃金、生活できる賃金を実現するために、企業内において18歳の最低賃金を要求・交渉し、協定化をはかる。

同時に、年齢別最低到達水準値についての協定締結をめざす。



(5)一時金水準の向上と確保

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め、一時金水準の向上と確保をはかる。

(6)相乗効果による要求・交渉の日程の設定

賃金の要求・交渉は相場が重要な役割を果たしている。2月中旬から3月にかけて労使が精力的に交渉を展開するため、この流れの中で交渉を展開することが、相乗効果を生み出すことを踏まえ、要求・交渉の日程を設定する。

2. 労働条件の改善

(1)男女平等の実現

①職場における男女間の賃金格差の是正

個別賃金調査に基づいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握して問題点を点検し、改善に向けた取り組みを進める。

②女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進法）

4月1日から施行される女性活躍推進法では、事業主は女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、行動計画を策定することが義務づけられている。

行動計画の策定が努力義務となっている従業員300人以下の民間事業主に策定を求める。さらに策定にあたっては、連合作成の「ガイドライン」をもとに必要な項目はもとより任意項目の現状把握・分析と目標や取り組み設定を求める。

③改正男女雇用機会均等法の定着・点検

配置や仕事の配分などの男女の偏在、昇進・昇格などの基準の運用による男女の不平等、妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの有無、セクシュアル・ハラスメント（同性間セクハラ、ジェンダー・ハラスメントを含む）、マタニティー・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント、パワーハラスメントなどの防止措置の実効性の担保を検証し、是正をはかる。

(2)ワーク・ライフ・バランス社会の実現

①長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み

- 1) 中小企業における月60時間を超える割増賃金率の50%以上への引き上げ
- 2) 勤務間インターバル規制（原則11時間）の導入
- 3) 36協定の遵守状況の点検とそれを踏まえた労使協議
- 4) 労働時間管理の徹底

②両立支援の促進（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）

従業員が300人以下の企業も全面施行された「改正育児・介護休業法」の定着に向けた取り組みを進める。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定について、努力義務となっている従業員100人以下の企業における行動計画の策定と、「くるみんマーク」および「プラチナくるみんマーク」取得に向けて積極的に取り組む。

(3)ワークルールへの対応

①改正労働者派遣法に関する取り組み

昨年9月30日に施行された改正労働者派遣法により、不安定雇用を増やすことなく、雇用の安定・確保を求めて関係機関などへ働きかける。

②障がい者雇用に関する取り組み

三重県内の民間企業における障がい者実雇用率は、平成25年に1.60%（全国最下位）、平成26年に1.79%（全国33位）、平成27年には1.97%（全国20位）と全国平均1.88%を上回る状況になった。今後も引き続き、法定雇用率2%をめざして関係機関等へ働きかける。

③安全な職場づくり

「ストレスチェック制度」の導入が昨年12月から義務付けられたが、努力義務である50人未満の企業についても労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するために同制度の実施を求めるとともに、安全な職場環境の確保に向けて積極的に取り組むよう働きかける。

3. 公正な取引関係の実現と地域活性化

中小企業労働者の賃金を底上げするためには、公正な取引関係の実現や地域全体の活性化が不可欠であり、地域の関係者と連携をはかり以下の取り組みを進める。

①連合本部が設置した「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」（略称：「価格転嫁ホットライン」）を活用して悪質な取引の抑制をはかるとともに、適正な価格転嫁に向けた取り組みを促進する。



②サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分と公正取引の実現に向けた世論形成をはかる。

③地域のあらゆる関係者との連携をはかるために「地域の活性化には中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、春季生活闘争期間を軸に「地域フォーラム」を開催し、中小地場、地域におけるの労働条件の底上げと賃上げの波及力を高める取り組みを行う。

非正規労働者における取り組み

1. 総合的な労働条件の向上

職場における働き方の実態やニーズに応じて、雇用の安定向上を最優先に、【2016重点項目】を基本に総合的な労働条件向上へ向けた取り組みを推進する。

また、組織化の状況に区別なく、改正労働者派遣法および労働契約法的主旨やパートタイム労働法に則った取り組みを展開するとともに、組合員・従業員に対して労働基準法など基本的なワークルールの周知・徹底をはかる。

【2016重点項目】（連合本部2016春季生活闘争非正規共闘方針より抜粋）

<雇用安定に関する項目>

- ①正社員への転換ルールの導入促進・明確化
- ②無期労働契約への転換促進

<均等処遇に関する事項>

- ①昇給ルールの導入・明確化
- ②一時金の支給
- ③福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ④社会保険の加入状況の点検と促進
- ⑤有給休暇の取得促進
- ⑥育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できるよう整備
- ⑦再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

2. 賃金の引き上げ

(1)時給の引き上げ

時給の引き上げの取り組みは、「底上げ・底支え」「格差是正」の観点から均等処遇の実現をめざし、次のいずれかの取り組みを展開する。

- ①「誰もが時給1,000円」の実現に向けた時給の引き上げ
- ②時給1,000円超の場合は、「底上げ・底支え」「格差是正」の観点から37円※を目安に要求する。

※連合本部中小共闘方針が提起する賃上げ6,000円を月所定内労働時間163時間（厚生労働省H26賃金構造基本統計調査）で除して時給換算

- ③単組が取り組む水準については、860円を上回る水準をめざす。

- ④正社員との均等処遇をめざす観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保する。



(2)月給の引き上げ

月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等処遇の観点から改善を求める。

3. 「職場から始めよう運動」の推進

同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、それぞれの職場や地域の実態を踏まえて、通年的に推進する「職場から始めよう運動」の徹底した取り組みを促進する。

4. 末組織労働者への波及を高める

- ①個別賃金調査をもとに算出した県内の「賃金カーブ維持分」「賃上げ水準目標」「到達賃金水準値」「最低賃金水準値（地域ミニマム）」について、積極的に情報発信を行う。
- ②末組織労働者への波及のため、※経営者団体、経済団体、行政に対する雇用・賃金・時短・政策課題についての要請行動を行うとともに、春季生活闘争や最低賃金などをテーマに街宣行動を展開し、県民へのアピールを行う。

※経営者団体、経済団体、行政とは、「三重県経営者協会」、「三重県商工会議所連合会」、「三重県商工会連合会」、「三重県中小企業団体中央会」、「三重県」、「三重労働局」

最低賃金の取り組み

労働者が生活できる賃金水準の確保に向けて、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ改善をめざす。また、「誰もが時給1,000円の実現」、当面は、最低賃金を欧米並みの水準へ早期に引き上げるよう、法定地域別最低賃金の「連合リビングウェイジ※水準」をめざして取り組む。具体的には行政や経済団体への要請をはじめ、審議会における意見反映、街宣行動などを通じた県民へのアピールを行い、世論喚起に努める。

※連合リビングウェイジとは、単身者などが最低限度の生活を営むために必要な賃金水準

1. 企業内最低賃金

全従業員の処遇改善に向け、企業内最低賃金協定の適用労働者の拡大と締結の拡大をはかる。

2. 法定最低賃金

(1)地域別最低賃金

三重県内の一般労働者の賃金水準を踏まえ、セーフティネットとしての実効性の高い水準をめざし、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげ、三重県最低賃金をリビングウェイジである860円への早期引き上げをめざす。

(2)特定（産業別）最低賃金

県内の特性を考慮し、労働条件の向上と事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的に、労働協約による最低賃金の水準を同種の労働者すべてに波及させる。

このため、5業種（ガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）について、金額の引き上げに努めるとともに、百貨店・総合スーパー業種の新設をめざす。

政策・制度実現の取り組み

「政策・制度実現」と「賃金・労働条件改善」を春季生活闘争における「運動の両輪」として捉え、働く者、生活者の立場から様々な政策・制度の実現に向け取り組みを展開する。

1. 経済の好循環に向けた中小企業・地場産業への支援強化

- ①新規産業の育成や既存産業の再生、中小企業・地場産業への支援の拡充などによる地域経済の活性化
- ②健全な経済の発展に向けた公正な企業間取引の確立
- ③公契約の適正化に向けた公契約条例の制定の促進

2. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- ①派遣労働者の保護を後退させないための改正労働者派遣法の点検と検証
- ②長時間労働の是正と過労死ゼロに向けた労働時間規制の強化
- ③障がい者の雇用促進と就労定着に向けた取り組みの推進
- ④労働者の健康・安全を守るための改正労働安全衛生法の実効性の確保

- ⑤有期雇用労働者特別措置法における対象労働者の雇用安定の取り組みの推進
- ⑥良質な就業と職場定着に向けた若者雇用対策の推進
- ⑦すべての女性が活躍できる職場環境の整備

3. だれもが安心して子どもを生み育てられる対策の推進

4. 生活に困窮している人への包括的な支援の充実

- ①市町的生活困窮者自立支援体制の強化
- ②任意事業の就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業等の実施
- ③子どもの貧困対策と子どもの衣食住に関わる生活支援等、生存権の保障の強化
- ④高等教育における給付型奨学金制度の充実と貸与型奨学金利用者への支援



取り組みの進め方

1. 連合三重

(1) 通年の取り組み

- ①個別賃金調査や要求妥結調査を実施し、県内の雇用・労働条件について実態把握を行う。
- ②地域ミニマム運動や個別賃金調査への未加盟組織も含めた参加組織を拡大するため、「個別賃金分析プログラム学習会」を開催する。
- ③『クラシノソコアゲ応援団! 2016RENGOキャンペーン ～一人ひとりが主役です。～』と連動し広範な世論喚起に努める。具体的には、第1ゾーン(2015年12月末まで)では、各級議員と連携して12月17日に街宣行動をスタートし、第2ゾーン(2016年1月～3月)

【運動の浸透化期間】では、2016春季生活闘争と連動した取り組みにより、組合員への浸透をはかる。

あわせて、第3ゾーン(4月～7月)【運動の波及期間およびゴール】では、「地域フォーラム」、メーデー、街宣活動などを通じて組合員および県民への浸透をはかる。



2016 RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

(2) 2016春季生活闘争キャラバン行動の取り組み

- ①闘争委員会ならびに中小共闘センター三重の設置

連合三重執行委員会のもとに1月26日の第4回執行委員会において、「連合三重闘争委員会」を設置し、2016春季生活闘争に係る情報の共有化、意見交換などを行い、県内における底上げに資する取り組みを展開する。

また、中小地場の支援と底上げをはかるため、中小労働委員会と連携して「中小共闘センター三重」を設置し、「個別賃金分析プログラム」を活用して県内の中小地場組合や未加盟組織の賃金実態調査を通じて最低賃金水準値(地域ミニマム)を設定する。

- ②情報発信による世論喚起

「2016春季生活闘争連合三重の取り組み内容」について記者会見や要請行動、街頭行動、決起集会などを行い、連合三重の考え方について情報発信を行う。

また、連合三重が設定した「賃金カーブ維持分」「賃上げ水準目標」「到達賃金水準値」「最低賃金水準値(地域ミニマム)」などについても中小地場企業への拡がりをはかるべく、節々における世論喚起に努める。



6 春季生活闘争 特集号

③学習会の開催

- 1) 2016春季生活闘争の考え方や現状と課題などについて「春季生活闘争学習会」を開催し、情報の共有化と意思統一をはかる。
- 2) 男女平等課題に関する学習会を開催し、女性参画の推進をはかる。
- 3) 4月と6月を目途に、最低賃金に関する学習会を開催する。

④街頭宣伝行動の展開

2016春季生活闘争の重要性を県民に訴え社会的なアピールとして、街宣行動等を展開する。

- 1) 2月10日の街宣行動で連合三重における実質的なキックオフとするため「2016春季生活闘争開始宣言」を行い、県民へのアピールを行う。
- 2) 3月上～中旬にヤマ場に向けた街宣車流しを行い、春季生活闘争に対する世論喚起を行う。
- 3) 3月中～下旬に中小地場への波及効果をはかるため街宣行動等を行い、2016春季生活闘争における世論喚起に向けた取り組みを展開する。

⑤要請行動の展開

「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に向けて県内の経営者団体、経済団体、行政へ要請を行い、理解を求める。

- 1) 県内の経営者団体、経済団体、行政に対し、「2016春季生活闘争に関する要請行動」を行う。
- 2) 第55回三重労使会議（2月16日）において、労使双方の2016春季生活闘争の考え方や方針、取り組み内容に関わる意見交換を行い、県内の労働条件の底

上げと賃上げへの理解を求める。

- 3) 「2016春季労使交渉セミナー（三重県経営者協会主催）」においては、「連合2016春季生活闘争方針」や連合三重の賃金実態調査を踏まえた「最低賃金水準値（地域ミニマム）」に対する理解を求める。
- 4) 「最低賃金行政に関する要請」を行う。

2 構成組織

- ①構成組織の2016春季生活闘争方針にもとづいて取り組みを進めるとともに、「連合三重闘争委員会」や「中小共闘センター三重」において、情報交換・共有に努める。
- ②2016春季生活闘争の要求・妥結の調査結果を連合・連合三重に情報提供することで、県内の相場形成と中小・地場企業への波及につなげる。

3. 地域協議会

- ①「2016春季生活闘争連合三重の取り組み内容」や地域における各組織の情報共有をはかるため、学習会などを開催する。
- ②商工会議所に対する「2016春季生活闘争に関する要請行動」を行う。
- ③ヤマ場における街宣車流しを行い、春季生活闘争に対する世論喚起を行う。



2016 春季生活闘争スケジュール

		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
本部	○クラシノソコアゲ応援団! 2016RENGOキャンペーン	第1次	第2次	第3次					
	○連合本部春季生活闘争方針	11/27決定							
連合三重	○連合本部最低賃金取り組み方針		1/21決定						
	○連合三重取り組み内容	22日素案	26日承認						28日統括
	○中小共闘センター三重(中小労働委員会)	5日切替	18日		5日	○		○	
	○連合三重闘争委員会(執行委員会)		26日切替	23日	23日	18日	24日	20日	28日
	○記者会見		27日	10日					
	○要求・妥結調査結果の公表								
	○春季生活闘争キャラバン								
	○春季生活闘争開始宣言・街宣行動 他		10日						
	○春季生活闘争三重県総決起集会			5日					
	○地域フォーラム						○		
	○三重労使会議		16日						
	○春季生活闘争学習会・個別賃金学習会	5日							
	○春季生活闘争男女平等課題に関する学習会				5日				
	○最低賃金学習会					18日		○	
	○要請行動(三重労働局)		29日						
	○要請行動(三重県)		26日						
	○要請行動(三重県経営者協会)		16日						
	○要請行動(三重県商工会議所連合会)		17日						
	○要請行動(三重県商工会連合会)		22日						
	○要請行動(三重県中小企業団体中央会)		18日						
地協	○春季生活闘争学習会・集会								
	○ヤマ場に向けた街宣車流し								
各組合	○方針決定								
	○要求書提出								
	○妥結								